チームケアで“確かな安心”

在宅医療においてファミリークリニック“悠久”を中心に
必要に応じて併設の施設と連携を図ります。

関連事業

- 介護老人保健施設 “悠久” 【入所・ショート・デイケア】【100床】
- 居宅介護支援事業所 “悠久” 【ケアマネジャー】
- 在宅療養支援診療所 ファミリークリニック “悠久” 【訪問診療・訪問看護】
- 住宅型有料老人ホーム “悠久”の里 【30室】
- 認知症対応型 グループホーム “悠久”ほたるだ 【18室】
- 訪問介護ステーション “悠久” 【訪問介護】

在宅療養支援診療所 ファミリークリニック “悠久”



●小田原市成田462-1
☎0465-39-3140
http://family-clinic.yuukyuu-odawara.jp/

介護老人保健施設 “悠久”



●小田原市延清196-1
☎0465-39-2240
http://yuukyuu-odawara.jp/geriatric_health_facility.html

グループホーム “悠久”ほたるだ



●小田原市連正寺347-2
☎0465-44-4818
http://yuukyuu-odawara.jp/group_home.html

住宅型有料老人ホーム“悠久”の里



●小田原市成田462-1
☎0465-43-8325

訪問介護ステーション “悠久”



●小田原市成田462-1
☎0465-43-8326

ごあんない



交通機関

●バスをご利用の方
JR東海道本線「小田原」駅より約19分
富士急湘南バス 小田原駅南口発<下曽我行・新松田行>
バス停「中堀」下車徒歩3分

●タクシーをご利用の方
JR東海道本線「鴨宮」駅より約7分

●お車をご利用の方
小田原厚木道路「小田原東インター」で下りて約2分

医療法人社団 敬仁会
居宅介護支援事業所 “悠久”
理事長 武市 早苗

〒250-0862 神奈川県小田原市成田462-1
http://yuukyuu-odawara.jp/in_home_care.html
TEL 0465-39-3142 FAX 0465-39-3143
月～金曜日(祝祭日・年末年休み)／9:00～18:00(緊急時にはいつでも対応可能です)
【事業所番号】1472301454

“悠久”は、
地域に根ざした医療と介護の
複合施設です。





居宅介護支援事業所“悠久”

営業日・営業時間

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年休み）
9:00～18:00（緊急時にはいつでも対応可能です）

心と心のつながりを大切に

介護が必要になっても住み慣れたご自宅で生活が続けられるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ご本人・ご家族のご希望を伺い、適切なサービスを選択・提案させていただきます。お一人おひとりにあったケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、安心して介護サービスが利用できるよう支援いたします。


イメージ


イメージ

介護保険サービスの対象となる人

要介護認定を受けてください。（要介護1～5）

第一号被保険者

65歳以上で介護や支援を必要とする人。

第二号被保険者

40～64歳（医療保険に加入者）の方で、初老期認知症、脳血管障害などの老化による病気または特定疾病（がん末期など）により介護を必要とする人。

※サービスを利用するには、介護が必要な状態であることの認定を受けるために、市区町村への申請が必要になります。

介護のことでお困りではありませんか？

お問合せ・ご相談はお電話でお気軽にご連絡ください。
※ケアプランの作成は無料です。

家事や買物ができなくて困る	**訪問介護** ヘルパーがご自宅に訪問し、家事援助をします。
最近、足が弱くなってきた	**デイケア** デイケアでリハビリ専門の先生が、トレーニング指導します。
手すりが欲しい、床の段差が困る 歩行器やベッドを借りたい	**住宅改修** 住宅改修したり福祉用具を借りることができます。
寝たきりだけど入浴したい	**訪問入浴** 簡易浴槽をご自宅に設置し、入浴の介助が受けられます。
自宅で療養したい	**訪問看護** 定期的に看護師が自宅に来てくれます。
家族がしばらく留守になるので、その間が心配	**ショートステイ** ショートステイで短期間、施設にお泊まりができます。

ケアマネジャーの役割

- 介護に関する相談援助
- 居宅サービス計画の作成
- 介護サービス提供事業者との連絡調整
- 要介護認定申請の代行
- 介護保険等に関する質問や苦情の受付


イメージ

サービス提供エリア
●小田原市 ●大井町 ●松田町
●南足柄市 ●開成町 ●その他近隣

<居宅介護支援までの流れ>

1. 要介護認定の方（要介護1～5）
2. 居宅介護支援事業所とご契約
   ケアマネジャーがご自宅へ訪問し、契約等の手続きを行います。
   ご相談・居宅サービス計画の作成依頼。
3. ケアプラン作成
   ご本人、ご家族の状況やご希望をお聞きします。
4. 介護サービスの手配や連絡・調整
   サービス担当者会議を行います。
5. 利用する介護サービス事業者とのご契約
6. 介護サービスのご利用開始
7. サービス利用状況の確認・評価
   ケアマネジャーが月に一度ご自宅を訪問し、ケアプランの見直しなどを随時行います。